

自治体職員のための政策法務入門

～公共政策立案に必要な法的知識の修得を目指して～

住民訴訟制度③

鹿児島大学教授
宇那木正寛

今回のポイント

今回は、前回に引き続き、住民訴訟制度を理解するうえで必要な基本事項について取り上げます。住民監査請求・住民訴訟については、既に多くの文献が存在するところですが、筆者自身も前職の時代、複数の住民訴訟を経験したことを踏まえ、実務を担当する自治体の職員のみなさんにとって、特に重要と思われる論点を中心に解説します。

住民訴訟の類型

(1) 4つの類型

住民訴訟は、次の4つの類型のもとで、住民訴訟の対象となる違法な財務会計行為及び怠る事実について争うことができます（自治法第242条の2第1項、図3）。

このうち、1号訴訟は、公有財産の著しく廉価な価格での払下げや違法な公金の支出を差し止める請求などです。また、2号訴訟は、

地方自治法

(住民訴訟)

第242条の2 普通地方公共団体の住民は、前条第1項の規定による請求をした場合において、同条第5項の規定による監査委員の監査の結果若しくは勧告若しくは同条第9項の規定による普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関若しくは職員の措置に不服があるとき、又は監査委員が同条第5項の規定による監査若しくは勧告を同条第6項の期間内に行わないとき、若しくは議会、長その他の

違法な補助金の交付決定の取消請求や無効等の確認請求などです。さらに、3号訴訟は、租税や負担金などの公課の賦課徴収や債権の徴収を怠っている事実についての違法確認を求める請求などです。加えて、4号訴訟は、土地を違法に高額な代金で購入し、その代金を支払った職員に対し、地方公共団体が損害賠償請求をしたり、この売却代金を受け取った相手方に対し、不当利得返還請求をするなどです。

図3：住民訴訟の類型

住民訴訟の類型	
行為の差止請求	1号訴訟
行政処分の取消し又は無効確認の請求	2号訴訟
怠る事実の違法確認請求	3号訴訟
財務会計行為を行った長や職員又は怠る事実の相手方に対する損害賠償又は不当利得返還の請求をすることを地方公共団体の長に求める請求。ただし、賠償命令の対象となる場合には、当該命令を発することを求める請求	4号訴訟

- 執行機関若しくは職員が同条第9項の規定による措置を講じないときは、裁判所に対し、同条第1項の請求に係る違法な行為又は怠る事実につき、訴えをもつて次に掲げる請求をすることができる。
- 一 当該執行機関又は職員に対する当該行為の全部又は一部の差止めの請求
- 二 行政処分たる当該行為の取消し又は無効確認の請求
- 三 当該執行機関又は職員に対する当該怠る事実の違法確認の請求
- 四 当該職員又は当該行為若しくは怠る事実に係る相手方に損害賠償又は不当利得返還の請求をすることを当該普通地方公共団体の執行機関又は職員に対して求める請求。ただし、当該職員又は当該行為

若しくは怠る事実に係る相手方が第243条の2の8第3項の規定による賠償の命令の対象となる者である場合には、当該賠償の命令をすることを求める請求

2／12 略

(2) 平成14年自治法改正

①代位請求訴訟から義務付け訴訟へ

住民訴訟のうち、職員個人の責任を問う代位請求訴訟（住民が地方公共団体に代わって当該職員個人に請求する訴訟。図4）は、平成14年の自治法改正で「当該損害賠償請求をすることを求める訴訟」あるいは「当該賠償命令をすることを求める訴訟」という義務付け訴訟（図5）に変更されました。

義務付け訴訟というのは、住民が地方公共団体の長（又は長の委任を受けた職員）を被告として、違法な行為によって損害賠償責任や不当利得返還責任を負う「当該職員」や「相手方」に対し地方公共団体が損害賠償や不当利得返還の請求をすること又は請求対象が賠償命令の対象となる職員である場合には、その対象となる職員に対し賠償の命令を行うことを求める訴訟です（図5）。

第一段目訴訟における「賠償命令の対象となる職員」とは、会計管理者若しくは会計管

図4：改正前の4号訴訟（代位請求訴訟）

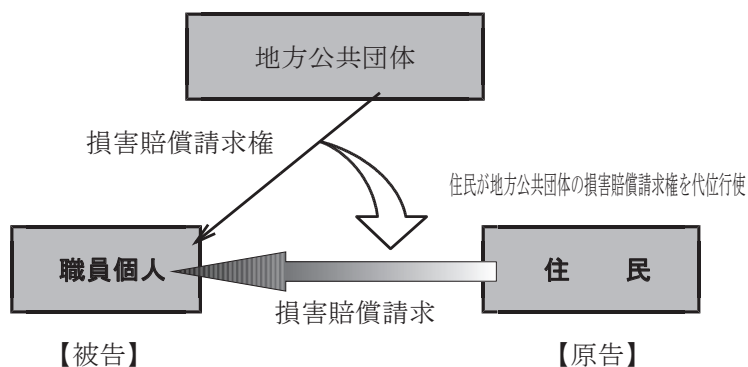
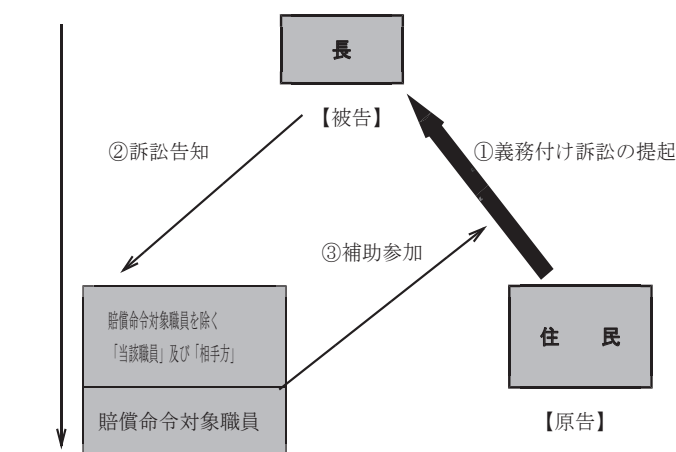


図5：改正後の4号訴訟（義務付け訴訟）

第一段目訴訟（職員個人への履行請求・賠償命令を求める訴訟）



第二段目訴訟

【請求に係る損害賠償等を求める訴訟（民事訴訟）】



※第一段目の訴訟で敗訴が確定したにもかかわらず、賠償命令の対象となる職員以外の当該職員又は相手方がその請求に応じない場合は、民事訴訟を提起する。

【賠償命令に係る損害賠償を求める訴訟（公法上の当事者訴訟）】



※第一段目の訴訟で敗訴が確定し、賠償命令が発せられたにもかかわらず、賠償命令の対象となる当該職員又は相手方に該当する職員がその請求に応じない場合は、公法上の当事者訴訟を提起する。

理者の事務を補助する職員、資金前渡を受けた職員、占有動産を保管している職員又は物品を使用している職員です（自治法第243条の2の8）。なお、地方公共団体の長は、賠償命令の対象となる「職員」には含まれないとされています（最判昭和61・2・27民集40巻1号88頁）。

この第一段目訴訟の請求の趣旨は、賠償命令の対象ではない職員の場合は「被告（執行機関等）」は、□□に対し□□円及びこれに対

する令和□年□月□日（不法行為の日）から支払い済みまで年5分の割合による金員の請求をせよ。」となります。他方、賠償命令の対象である職員の場合には、「被告（執行機関等）」は、□□に対し□□円及びこれに対する令和□年□月□日（不法行為の日）から支払い済みまで年5分の割合による金員の賠償を命令せよ。」となります^①。

地方自治法

（職員の賠償責任）

第243条の2の8 会計管理者若しくは会計管理者の事務を補助する職員、資金前渡を受けた職員、占有動産を保管している職員又は物品を使用している職員が故意又は重大な過失（現金については、故意又は過失）により、その保管に係る現金、有価証券、物品（基金に属する動産を含む。）若しくは占有動産又はその

使用に係る物品を亡失し、又は損傷したときは、これによつて生じた損害を賠償しなければならない。次に掲げる行為をする権限を有する職員又はその権限に属する事務を直接補助する職員で普通地方公共団体の規則で指定したものが故意又は重大な過失により法令の規定に違反して当該行為をしたこと又は怠つたことにより普通地方公共団体に損害を与えたときも、同様とする。

一 支出負担行為

二 第232条の4第1項の命令又は同条第2項の確認

三 支出又は支払

四 第234条の2第1項の監督又は検査
2・14 略

住民訴訟について、損害賠償又は不当利得返還の請求を命ずる判決が確定した場合においては、普通地方公共団体の長は、当該判決が確定した日から60日以内の日を期限として、当該請求に係る損害賠償金又は不当利得の返還金の支払を請求しなければなりません（自治法第242条の3第1項）。

また、当該住民訴訟の判決が確定した日から60日以内に当該請求に係る損害賠償金又は不当利得による返還金が支払われないとき

は、当該普通地方公共団体は、当該損害賠償又は不当利得返還の請求を目的とする訴訟を提起しなければなりません（第二段目訴訟、自治法第242条の3第2項）。この場合には、議会の議決は必要ありません（同条第3項）。

他方、第4号ただし書の規定による住民訴訟について、賠償の命令を命ずる判決が確定した場合には、普通地方公共団体の長は、当該判決が確定した日から60日以内の日を期限として、賠償を命じなければなりません（自治法第243条2の8第4項）。この場合において、当該判決が確定した日から60日以内に当該賠償の命令に係る損害賠償金が支払われないときは、当該普通地方公共団体は、当該損害賠償の請求を目的とする訴訟を提起しなければなりません（第二段目訴訟、自治法第243条2の8第5項）。この場合にも議会の議決は必要ありません（同条第6項）。

地方自治法

（訴訟の提起）

第242条の3 前条第1項第4号本文の規定による訴訟について、損害賠償又は不当利得返還の請求を命ずる判決が確定した場合においては、普通地方公共団体の長は、当該判決が確定した日から60日

以内の日を期限として、当該請求に係る損害賠償金又は不当利得の返還金の支払を請求しなければならない。

2 前項に規定する場合において、当該判決が確定した日から60日以内に当該請求に係る損害賠償金又は不当利得による返還金が支払われないときは、当該普通地方公共団体は、当該損害賠償又は不当利得返還の請求を目的とする訴訟を提起しなければならない。

3 前項の訴訟の提起については、第96条第1項第12号の規定にかかわらず、当該普通地方公共団体の議会の議決を要しない。

4・5 略

地方自治法

（職員の賠償責任）

第243条の2の8

1・3 略

4 第242条の2第1項第4号ただし書の規定による訴訟について、賠償の命令を命ずる判決が確定した場合には、普通地方公共団体の長は、当該判決が確定した日から60日以内の日を期限として、賠償を命じなければならない。この場合においては、前項の規定による監査委員の

監査及び決定を求めることを要しない。

5 前項の規定により賠償を命じた場合において、当該判決が確定した日から60日以内に当該賠償の命令に係る損害賠償金が支払われないときは、当該普通地方公共団体は、当該損害賠償の請求を目的とする訴訟を提起しなければならない。

6 前項の訴訟の提起については、第96条第1項第12号の規定にかかわらず、当該普通地方公共団体の議会の議決を要しない。

7 14 略

②住民訴訟と訴訟担当

住民訴訟における住民の訴訟遂行は、いわゆる（法定）訴訟担当に当たります。当事者適格は、本来、訴訟物たる権利関係の主体に認められるのが原則なのですが、この原則の例外の一つが訴訟担当です。訴訟担当とは、本来の権利義務の主体以外の第三者が、権利義務主体にかわって、当事者適格が認められる場合であって、訴訟代理とは異なります。

（法定）訴訟担当の例としては、代位債権者（民法第423条）、株主代表訴訟における株主（会社法第847条）、破産管財人（破産法第80条）などがこれに当たります。

民法

（債権者代位権の要件）

第423条 債権者は、自己の債権を保全するため必要があるときは、債務者に属する権利（以下「被代位権利」という。）を行使することができる。ただし、債務者の一身に専属する権利及び差押えを禁じられた権利は、この限りでない。

会社法

（株主による責任追及等の訴え）

第847条 六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前から引き続き株式を有する株主（第189条第2項の定款の定めによりその権利を行使することができない単元未満株主を除く。）は、株式会社に対し、書面その他の法務省令で定める方法により、発起人、設立時取締役、設立時監査役、役員等（第423条第1項に規定する役員等をいう。）若しくは清算人（以下この節において「発起人等」という。）の責任を追及する訴え、第102条の2第1項、第212条第1項若しくは第285条第1項の規定による支払を求める訴え、第120条第3項の利益の返還を求める訴え又は第213条の2第1項若しくは第286条の2第1項の規定に

よる支払若しくは給付を求める訴え（以下この節において「責任追及等の訴え」という。）の提起を請求することができる。ただし、責任追及等の訴えが当該株主若しくは第三者の不正な利益を図り又は当該株式会社に損害を加えることを目的とする場合は、この限りでない。

2 5 略

破産法

（当事者適格）

第80条 破産財団に関する訴えについては、破産管財人を原告又は被告とする。

これらは、いずれも法の規定に基づいて当該訴訟担当に当事者適格（訴訟追行権）が与えられるのですが、これらの訴訟担当全てに、実体上の権利についての処分権限まで当然に与えられているわけではありません。よって、住民訴訟の訴訟担当である原告住民においても、地方公共団体の有する実体法上の権利について、裁判上の和解あるいは裁判外の和解により、一部又は全部の放棄はできないと解されます。

このため、現実の住民訴訟においては、損害賠償又は不当利得返還の請求に係る当該職員又は当該行為若しくは怠る事実に係る相手方が一定の金額を地方公共団体に任意で支払

うことを引き換えに住民側が住民訴訟を取り下げるといった事実上の和解により解決する場合もあります。

③住民訴訟と訴訟告知

被告となった執行機関は、当該職員や相手方に対して訴訟告知（訴訟継続の事実を告知すること）をしなければなりません（自治法第242条の2第7項、民訴法第53条）。訴訟告知を受けると、仮に訴訟に参加して自らの主張を裁判手続において行わなかったとしても、参加することができたときに参加したものと同みなされ、判決の効果が及びます。

地方自治法

第242条の2 1～6 略

7 第1項第4号の規定による訴訟が提起された場合には、当該職員又は当該行為若しくは怠る事実の相手方に対して、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員は、遅滞なく、その訴訟の告知をしなければならぬ。

8～12 略

民事訴訟法

（訴訟告知）

第53条 当事者は、訴訟の係属中、参加することができる第三者にその訴訟の告知

をすることができる。

2 訴訟告知を受けた者は、更に訴訟告知をすることができる。

3 訴訟告知は、その理由及び訴訟の程度を記載した書面を裁判所に提出してしなければならない。

4 訴訟告知を受けた者が参加しなかった場合においても、第46条の規定の適用については、参加することができた時に参加したものとみなす。

このように訴訟告知が義務付けられたのは、個人として損害賠償責任や不当利得返還の義務を負う可能性のある当該職員又は相手方に対して補助参加する機会を与え、参加的効力（民訴法第53条第4項）を及ぼすことにより第一段目訴訟と第二段目訴訟における判断の矛盾を防止するとともに、訴訟の蒸し返しを防止するためです。

この結果、4号訴訟の認容判決が確定すれば地方公共団体が当該職員や相手方に対して損害賠償請求権等を有していること自体については、もはや争うことができず、第二段目訴訟もこのことを前提として裁判がなされます。要するに第一段目訴訟で雌雄は決せられるということです。

訴訟参加するか否かは、当該職員及び相手

方の自由です。一般的に、4号訴訟では被告執行機関と当該職員や相手方との間で争いが無い限り、被告執行機関が十分な主張立証を行うことが想定され、実際上は補助参加をする必要性は低いと考えられます。

なお、仮に第一段目訴訟で執行機関が敗訴し、控訴を断念した場合であっても当該職員や相手方としては、補助参加の申出と控訴を同時に行うことにより手続上の保障は図られます（民訴法第43条第2項）。このため、第一段目訴訟の弁論が終結する前に補助参加しておかなければ、控訴ができないということはありません。ただし、控訴期間経過後の控訴ができないというまでもありません。

民事訴訟法

（補助参加の申出）

第43条 補助参加の申出は、参加の趣旨及び理由を明らかにして、補助参加により訴訟行為をすべき裁判所にしなければならない。

2 補助参加の申出は、補助参加人としてすることができる訴訟行為とともにすることができる。

(3) 4号訴訟における「当該職員」及び「怠る事実の相手方」の意義

①当該職員

「当該職員」については、地方自治法上特に定義はされていませんが、「当該訴訟においてその適否が問題とされている財務会計行為を行う権限を法令上本来的に有するものとされている者」及び「これらの者から権限の委任を受けるなどして右権限を有するに至った者」と解されています（最判昭和62・4・10民集41巻3号239頁）。

■最判昭和62・4・10民集41巻3号239頁

「住民訴訟が自己の法律上の利益にかかわらない当該普通地方公共団体の住民という資格で特に法によつて出訴することが認められている民衆訴訟の一種であることにかんがみると、当該訴訟において被告とされている者が当該訴訟において被告とすべき右「当該職員」たる地位ないし職にある者に該当しないと解されるとすれば、かかる訴えは、法により特に出訴が認められた住民訴訟の類型に該当しない訴えとして、不適法といわざるを得ないこととなる。そして、右「当該職員」とは、住民訴訟制度が法242条1項所定の違法な財務会計上の行為又は怠る事実を予防又は是正しもつ

て地方財務行政の適正な運営を確保することを目的とするものと解されることからすると、当該訴訟においてその適否が問題とされている財務会計上の行為を行う権限を法令上本来的に有するものとされている者及びこれらの者から権限の委任を受けるなどして右権限を有するに至った者を広く意味し、その反面およそ右のような権限を有する地位ないし職にあると認められない者はこれに該当しないと解するのが相当である。」

このうち、「当該訴訟においてその適否が問題とされている財務会計行為を行う権限を法令上本来的に有するものとされている者」とは、①予算の執行権限を有する市長・知事（自治法第149条第2号）、②支出命令に応じて金銭の支出を行う会計管理者（自治法第170条第2項第1号）、③地方公営企業の公金支出における管理者（地公営法第9条第11号）がこれに該当します。

地方自治法

第149条 普通地方公共団体の長は、概

ね左に掲げる事務を担当する。

一 普通地方公共団体の議会の議決を経べき事件につきその議案を提出すること。

二 予算を調製し、及びこれを執行すること。
三 九 略

地方自治法

第170条 法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、会計管理者は、当該普通地方公共団体の会計事務をつかさどる。

2 前項の会計事務を例示すると、おおむね次のとおりである。

一 現金（現金に代えて納付される証券及び基金に属する現金を含む。）の出納及び保管を行うこと。

二 七 略

3 略

地方公営企業法

（管理者の担任する事務）

第9条 管理者は、前条の規定に基づいて、地方公営企業の業務の執行に関し、おおむね左に掲げる事務を担当する。

一 十 略

十一 出納その他の会計事務を行うこと。

十二 十五 略

次に、「本来的権限者から権限の委任を受

けて権限を行使する者」とは、①市長の権限の行使について地方自治法第153条に基づきその権限の委任を受けた職員、②支出負担行為や支出命令権について専決権や代決権を有する局長や課長等の一般職員がこれに該当します。

②怠る事実の相手方

次に「怠る事実の相手方」です。「怠る事実の相手方」とは、例えば、地方公共団体の財産を毀損した者に対する損害賠償請求の行使を怠っている場合における当該財産を毀損した者などがこれに該当します。

怠る事実の相手方は私人ばかりではありません。地方公共団体に損害を与えた職員も、怠る事実の相手方となります。例えば、架空の旅費の支給を受けた職員や給与条列主義に反する給与の支給を受けた職員についても財産の管理を怠る事実の相手方と構成することにより当該受給職員の個人の責任が住民訴訟により追及されます。この場合は、地方公共団体が有する違法な給与の支給を受けた職員に対する不当利得返還請求権という債権の管理を怠るということになります。

(4) 4号訴訟における被告適格

地方自治法第242条の2第1項第4号という執行機関又は職員とは、当該訴訟で求め

られている損害賠償の請求や賠償命令を行う権限を有する行政庁あるいはその行政庁から権限の委任を受けた補助機関をいいます。

このうち「執行機関」とは、地方公共団体の長と法律の定めるところにより置かれる教育委員会、選挙管理委員会などの委員会又は監査委員といった委員をいいます（自治法第138条の4第1項）。

地方自治法

第138条の4 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

2・3 略

また、「補助機関」とは、副知事、副市町村長（自治法第161条）、会計管理者（自治法第168条）、出納職員等（自治法第171条）、職員（自治法第172条）などがこれに該当します。

地方自治法

第161条 都道府県に副知事を、市町村に副市町村長を置く。ただし、条例で置かないことができる。

2 略

地方自治法

第168条 普通地方公共団体に会計管理者一人を置く。

2 略

地方自治法

第171条 会計管理者の事務を補助させるため出納員その他の会計職員を置く。ただし、町村においては、出納員を置かないことができる。

2・5 略

地方自治法

第172条 前11条に定める者を除くほか、普通地方公共団体に職員を置く。

2・4 略

通常の場合は、長が執行機関として被告適格を有することになるのですが、財務会計上の権限を地方自治法第153条第1項の定めるところにより補助機関の職員に委任した場合には、権限の委任を受けた補助機関の職員が「職員」として被告適格を有します。この場合、権限の委任により、委任庁は権限を失うので、委任庁を被告とすることはできないと解されます。

地方自治法

第153条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部をその補助機関である職員に委任し、又はこれに臨時に代理させることができる。

2 略

例えば、岡山市長が定める「市長の権限に属する事務の委員会等への委任及び委員会等の職員による補助執行に関する規則」では、議会における歳入歳出予算の執行権限が地方自治法第153条第1項の規定により、市長部局の職員に併任された議会事務局長に委任されています（同規則第2条）。これにより、岡山市長は議会の歳入歳出予算の執行権限を失うことになります。

市長の権限に属する事務の委員会等への委任及び委員会等の職員による補助執行に関する規則

（議会局事務局長への委任）
第2条 議会局事務局長を本市職員に併任し、議会に関する歳入歳出予算を執行する権限を委任する。

なお、専決の場合には、専決させた長は依然として権限を有しているため、長が「執行

機関」として被告適格を有することには変わりはありません。

ところで、「権限の委任」及び「専決」については、馴染みが薄い用語かもしれないので、ここで、確認しておきましょう。

まず、権限の委任についてです。ここでも

図6：岡山市事務決裁規程 別表（抄）

住宅・建築部							
組 織 名	事項	決裁区分					指定合議先職位
		専決				市長	
		課長	部長	局長	副市長		
建 築 指 導	1 建築に係る相談等の処理及び指導	○					
	2 建築基準法に基づく命令			○			
	3 建築基準法に基づく許可、認定	○					

う「委任」とは、行政機関が自己の権限の一部を受任者に委譲し、それを受任者の権限として行わしめることです。特徴的なのは、委任した委任庁がその権限を失うことです⁽¹⁾。

次に「専決」とは、内部委任とも呼ばれ、権限を対外的に委任するものではなく、また代理権も付与することなく、補助機関が行政庁の名（たとえば、市長決裁ではなく課長決裁限りにおいて市長名で行政行為をするなど）において権限を行使することです⁽²⁾。

例えば、岡山市事務決裁規程の別表（抄）で確認しましょう（図6）。建築基準法の命令は、建築基準法第9条の定めるところにより特定行政庁たる岡山市長が命令権限を有するのですが、事務決裁規程の定めるところにより、補助機関である局長が決裁すれば、特定行政庁たる岡山市長名で命令を適法に発出できることになるわけです。

（5）4号訴訟以外の訴訟における被告適格

① 1号訴訟

1号訴訟は、行為の差止めを求める請求なので、当該行為を差し止める権限を有する執行機関又は職員（権限の委任があればその権限を受任した行政庁又は職員）が被告適格を有することになります。

② 2号訴訟

2号訴訟のうち、処分の取消を求めるものについては、行政事件訴訟法第43条が準用する同法第11条の定めるところにより被告適格を有するのは処分をした行政庁（権限の委任があれば当該権限を受任した行政庁）となります。

また、2号訴訟のうち、無効確認訴訟については、行政事件訴訟法第43条第2項が準用する同法第38条第1項及び同項が準用する同法第11条によって、被告適格を有するのは処分をした行政庁（権限の委任があれば当該権限を受任した行政庁）となります。

行政事件訴訟法

（抗告訴訟又は当事者訴訟に関する規定の準用）

第43条 民衆訴訟又は機関訴訟で、処分又は裁決の取消しを求めるものについては、第9条及び第10条第1項の規定を除き、取消訴訟に関する規定を準用する。

2 民衆訴訟又は機関訴訟で、処分又は裁決の無効の確認を求めるものについては、第36条の規定を除き、無効等確認の訴えに関する規定を準用する。

3 略

行政事件訴訟法

（取消訴訟に関する規定の準用）

第38条 第11条から第13条まで、第16条から第19条まで、第21条から第23条まで、第24条、第33条及び第35条の規定は、取消訴訟以外の抗告訴訟について準用する。

2～4 略

行政事件訴訟法

（被告適格等）

第11条 処分又は裁決をした行政庁（処分又は裁決があつた後に当該行政庁の権限が他の行政庁に承継されたときは、当該他の行政庁。以下同じ。）が国又は公共団体に所属する場合には、取消訴訟は、次の各号に掲げる訴えの区分に応じてそれぞれ当該各号に定める者を被告として提起しなければならない。

一 処分の取消しの訴え 当該処分をした行政庁の所属する国又は公共団体
二 裁決の取消しの訴え 当該裁決をした行政庁の所属する国又は公共団体

2～6 略

③3号訴訟

3号訴訟の被告は「公金の賦課若しくは徴

収若しくは財産の管理」の権限を有する執行機関又は職員（権限の委任があれば当該権限を受任した行政庁又は職員）です。

注

（11）なお、4号訴訟以外の訴訟における請求の趣旨の例をあげれば、次のとおりである。すなわち、1号訴訟の請求の趣旨の例としては、「被告（執行機関等）は、□□の事業に関し、公金を支出してはならない。」、また、2号訴訟の請求の趣旨の例としては、「□□市長（処分行政庁）が□□□□に対し、平成□年□月□日付けでした□□処分を取り消す。」、さらに、3号訴訟の請求の趣旨の例としては、「被告（執行機関等）が、別紙物件目録記載の土地につき、□□□□に対し、同土地上の建物の収去を請求することを怠る事実が違法であることを確認する。」となる。

（12）職員が補助参加する場合、弁護士費用等は公費で支出することはできない。支出すれば違法な支出となる。

（13）佐藤文俊『逐条地方自治法』（学陽書房、2025年）488頁。

（14）宇賀克也『行政法概説Ⅲ〔第6版〕』（有斐閣、2024年）54頁。